

PICK
UP

知らないと損する!? お金や税金ニュース

2022年12月 Vol.34

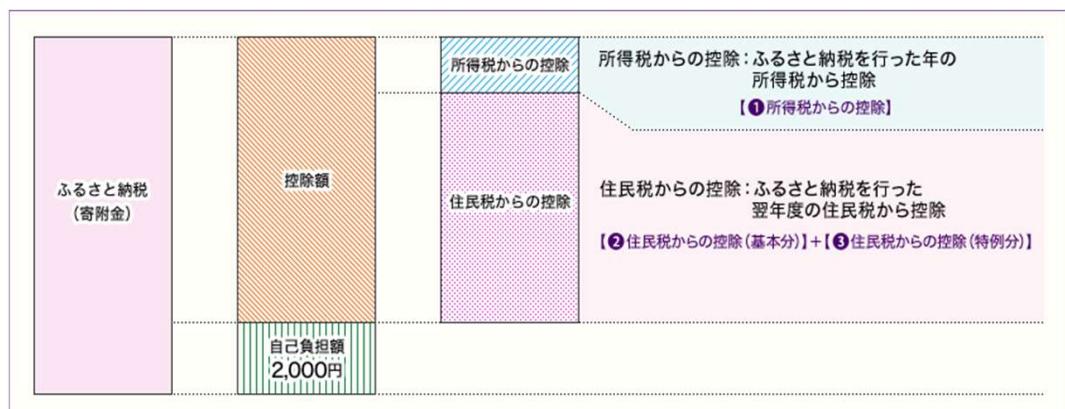
【ふるさと納税】年末に向けた注意点をおさらい！

年末にかけて、ふるさと納税の駆け込み利用者が毎年急増します。

しかし寄附を行ったにもかかわらず、実は税金面で適切な控除が受けられていないケースも多いためご注意ください。

「ふるさと納税」とは？

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体に対して寄附することにより、下図のように所得税や住民税で一定額が控除され、さらに寄附先からは返礼品がもらえる制度です。



引用: 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

自己負担額2,000円に対し、もらえる返礼品の価値が大きいほどメリットのある制度と言えるでしょう。

T & M田中会計有限会社

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永繩ビル

TEL:075-415-3463

お問い合わせ

ふるさと納税の注意点

ふるさと納税を行う際の代表的なミスは以下の2点です。

1. 限度額計算の誤り

ふるさと納税では、所得によって寄附の限度額が異なり、限度額を超過するほど自己負担額も増加するため、ふるさと納税自体のメリットが薄れてしまいます。

フリーランスや副業収入がある場合には、年内に正確な所得を予測することが困難であり、寄附の限度額を超過するケースが多くなります。

2. 「ワンストップ特例」の誤認

ふるさと納税では、ワンストップ特例制度を適用することで、わざわざ確定申告をしなくとも、「寄附額－自己負担額」を翌年の住民税から控除できます。

ただし何らかの理由によって結局確定申告を行う場合には、ワンストップ特例が無効となるため、ふるさと納税分についても改めて申告しなければなりません。

またワンストップ特例では、6つ以上の自治体に寄附した場合は適用できないことや、引越しなどによって住所が変わる場合には、翌年1月10日までに届出が必要なことにもご注意ください。

ふるさと納税の利用者は年々増加していますが、返礼品をもらったことに満足し、税務上のメリットを十分に享受できていないケースも多いです。

特に住民税に反映されるまでには数ヵ月のタイムラグがあるため、決定通知書が届いたら必ず内容をチェックしましょう。

記事作成:



お問い合わせ

T&M田中会計有限会社

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永繩ビル

TEL:075-415-3463